



NSユニテッド海運株式会社

【新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策について】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、株主総会当日の会場へのご来場は出来る限りお控えいただき、書面またはインターネット等により事前に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会後の懇親会及びお土産配布のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。なお、本定時株主総会の運営に変更が生じた場合は、当社ウェブサイト (<http://www.nsuship.co.jp/>) に掲載いたしますので、ご出席の際はご確認ください。

第95回 定時株主総会 招集ご通知

開催概要

<日時>

2021年6月28日(月曜日)
午前10時(受付開始:午前9時15分)

<場所>

東京都千代田区大手町一丁目3番2号
経団連会館 4階 ダイヤモンドルーム

<決議事項>

第1号議案……剰余金処分の件
第2号議案……取締役9名選任の件
第3号議案……監査役3名選任の件

書面またはインターネット等による議決権行使について(p.6~7ご参照)

行使期限: **2021年6月25日(金曜日)**
午後5時到着または受付分まで

■ライブ配信・録画配信のご案内

株主総会当日の様様につきましては、ライブ配信を予定しております(P.8ご参照)。また、内容を録画・編集のうえ、後日、当社ウェブサイトにおいて配信を予定しております(P.5ご参照)。



代表取締役社長

谷水一雄

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社グループは、誠実で良質な海上輸送サービスの提供を通じて社会の発展に貢献することを基本理念とし、日々の企業活動を行っております。2020年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により各国で経済活動が制限されるなど、特に第1四半期において事業環境が視界不良だったことから、当社におきましても当年度の収益計画を様々なリスクを勘案した上で7月に策定することとなりましたが、下期には安定収益源となる長期契約の開始に加え経済活動の回復を背景としたドライバルク市況の上昇局面を捉えることで、ほぼ前年度並みの収益を確保することができました。

こうした中、2020年5月に策定した中期経営計画「FORWARD 2030 ~Driving U forward over the next decade~」では、2030年におけるありたい姿として「収益性と社会性を兼ね備えた企業」を掲げています。初年度にあたり、新規契約の獲得や高船価船に関する構造改革により収益の安定性を高めるとともに、新たに立ち上げた環境保全推進グループを牽引役として、環境目標をはじめとする持続可能な社会の実現に向けた取り組みを強化しました。今後想定される、さらに大きな事業環境の変化の中に商機を見出すことのできる、サステナブルでレジリエントな企業を目指し引き続き尽力してまいります。

株主の皆様には、引き続きご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2021年6月

目次

ごあいさつ	1
第95回定時株主総会招集ご通知	3
議決権行使についてのご案内	6
第95回定時株主総会におけるライブ配信と事前質問受付について	8
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金処分の件	11
第2号議案 取締役9名選任の件	12
第3号議案 監査役3名選任の件	20
提供書面	
事業報告	23
連結計算書類	
計算書類	44
監査報告	46
株主メモ	
株主メモ	52

株主各位

証券コード 9110

2021年6月7日

東京都千代田区大手町一丁目5番1号

NSユニテッド海運株式会社

代表取締役社長 **谷水 一雄**

第95回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第95回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本定時株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主の皆様におかれましては、可能な限り同封の議決権行使書のご返送またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、ご自身の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

書面又はインターネット等による議決権の行使につきましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、以下のいずれかの方法により2021年6月25日（金曜日）午後5時までに行ってくださいますようお願い申し上げます。

書面（郵送）による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご教示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

インターネット等による議決権の行使

P.7に記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認のうえ、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、上記の行使期限までに賛否をご入力ください。

敬 具

記

1 日 時	2021年6月28日（月曜日）午前10時（受付開始：午前9時15分）
2 場 所	東京都千代田区大手町一丁目3番2号 経団連会館 4階 ダイアモンドルーム (末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3 目的事項	<p>報告事項 1. 2020年4月1日から2021年3月31日までの事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>2. 2020年4月1日から2021年3月31日までの計算書類報告の件</p> <p>決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役9名選任の件 第3号議案 監査役3名選任の件</p>
4 招集にあたっての決定事項	<p>代理人による議決権行使</p> <p>代理人によるご出席の場合は、株主ご本人の議決権行使書用紙とともに代理権を証明する書面を会場受付にご提出ください。なお、代理人の資格は、議決権を有する他の株主1名に限らせていただきます。</p>

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 当社は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、本定時株主総会の招集ご通知にあたり提供すべき書類のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。
 - ①事業報告のうち会計監査人の状況及び業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
 - ②連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表
 - ③計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表

なお、これらの事項は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類に含まれております。

当社ウェブサイト (<http://www.nsuship.co.jp/>)

【新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策について】

● マスクと消毒液の準備について

株主総会開催当日の会場入口にマスクと消毒液を準備いたしますのでご利用ください。また、当社スタッフもマスク着用のうえご対応させていただきますので、あらかじめご了承ください承のほどお願い申し上げます。

● 懇親会及びお土産配布の中止について

本年は昨年に引き続き懇親会及びお土産配布を中止とさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

● 株主総会の議事進行について

報告事項や決議事項の簡潔なご説明等により、円滑な議事進行を図ります。

● 株主総会の運営変更の可能性について

株主総会当日までの感染症拡大の状況により、やむなく会場や開始時刻が変更となる場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたします。株主の皆様におかれましては、当日ご来場いただく場合でも、事前に、当社のウェブサイトを必ずご確認くださいようお願い申し上げます。

● 株主総会のライブ配信・録画配信について

株主総会当日の様子は、ライブ配信を予定しております(P.8ご参照)。また、内容を録画・編集の上、当社ウェブサイトのIRライブラリー、株主総会のページにおいて、7月初旬から約3か月間、録画配信を行う予定です。

http://www.nsuship.co.jp/ir/library/general_meeting/

- ・ ご使用の機器やネットワーク環境によっては、ご視聴いただけない場合がございます。また、映像や音声に不都合が生じる場合がありますのであらかじめご了承ください。また、ご覧いただくためのプロバイダーへの接続料金及び通信料金（電話料金）などは、株主様のご負担となります。
- ・ 株主の皆様のプライバシーに配慮いたしまして、ライブ配信・録画配信の映像は、議長席及び役員席付近のみとさせていただきます。また、同様の趣旨にて、当日会場にご出席されご発言をされる場合には出席票の番号のみをお申し出いただきますようお願い申し上げます。

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

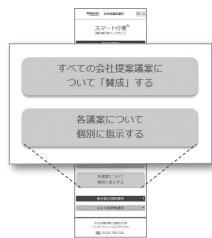
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

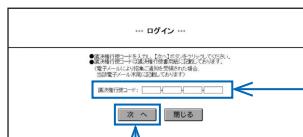
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

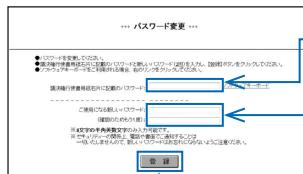
- 2 議決権行使書紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」
を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524
(受付時間 平日9:00～21:00)

機関投資家の皆様へ

株式会社「CJ」が運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合は、インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主各位

NSユナイテッド海運株式会社
代表取締役社長 谷水 一雄

第95回定時株主総会におけるライブ配信と事前質問受付について

本総会におきましては、株主の皆様の安全及び利便性を考え、ご来場いただけない株主様もインターネット等を用いて遠隔地等から株主総会当日の議事進行の様子をリアルタイムでご視聴いただくことが可能な「ライブ配信」を行うとともに、株主総会当日にご質問をいただくことの代替措置として、事前にご質問を承ります。

参加ないし事前質問を希望される場合は、下記事項をご確認くださいようお願い申し上げます。

記

1. ライブ配信とは

- (1) ご来場になれない株主様がIDとパスワードによる株主確認を経て、「株主専用ウェブサイト」で配信されるライブ中継動画を視聴するものであります。
- (2) ライブ配信の視聴は、会社法で定める出席には当たりません。
したがって、株主総会当日にご質問、議決権行使及び動議を行うことができませんので、2021年6月25日(金)午後5時までに書面またはインターネット等により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

2. 参加の手続き

ライブ配信を視聴される株主様は、後記「3.」に記載のID(株主番号)とパスワードを後記「4.」の「株主専用ウェブサイト」で入力してください。

3. IDおよびパスワード

ID 株主番号(議決権行使書用紙に記載の9桁の半角数字)
パスワード 郵便番号(株主様のご登録住所の郵便番号7桁の半角数字)

4. 株主専用ウェブサイト

アドレス：https://91110.ksoukai.jp

5. 事前質問の受付についてのご案内

受付期間：2021年6月8日(火)午後0時から2021年6月18日(金)午後5時

ご質問は株主総会の目的事項に関わる内容に限らせていただきます。株主の皆様のご関心が特に高く、審議の参考になると当社が判断した事項につきましては、株主総会当日に回答をさせていただく予定です。その他のご質問につきましては、株主総会終了後に当社ウェブサイトにて回答を掲載いたしますが、すべてのご質問に対して回答するものではありませんので、何卒ご理解ください。なお、ご質問が本株主総会の目的事項に関しない場合、ご質問が重複する場合、ご質問に対して回答することが顧客、従業員、その他の者の権利・利益を侵害するおそれがある場合等は、回答は差し控えさせていただきます。また、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。

【受付方法】

- ・当社指定の株主専用ウェブサイト(上記4.)より、本招集通知に記載のID・パスワード(上記3.)をご入力の上、ログインください。
- ・株主専用ウェブサイトにて「事前質問を行う」ボタンを押してください。
- ・必要事項をご入力の上、「申し込む」ボタンを押してください。

※受付期間外に「事前質問を行う」より「申し込む」ボタンを押下されても、期間外である旨エラーが表示され投稿はおこなえませんので、受付期間内での早めの送信をお願いいたします。

6. その他

- (1) 本総会のライブ配信を視聴・事前ご質問をいただけるのは、当社株主名簿(2021年3月31日現在)に記載された株主様のみとさせていただきます。当該株主様以外のご参加はご遠慮ください。
- (2) ID(株主番号)及びパスワードの第三者への提供は固くお断りいたします。
- (3) 複数の端末から同じID(株主番号)でログインすることはできませんのでご注意ください。
- (4) ライブ配信にあたっては、株主総会にご出席される株主様のプライバシーに配慮し、可能な範囲において株主様の容姿が撮影されないようにいたしますが、やむを得ず映り込んでしまう場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- (5) ライブ配信の撮影、録画、録音、保存、SNSなどでの投稿等はご遠慮ください。

(6) システム障害や通信環境等により映像や音声の乱れ、また一時中断などが発生する場合がありますのであらかじめご了承ください。

(7) ライブ配信の視聴、お問い合わせに要する通信機器類やインターネット接続料、通信費等の一切の費用は、株主様のご負担とさせていただきます。

(8) 通信環境やシステム障害等により株主様が受けた不利益については、当社は一切責任を負いかねますのでご了承ください。

(9) 本総会ライブ配信につきましては、万全を期しておりますが通信環境の悪化やシステム障害等の不測の事態により参加できない場合があるほか、状況によっては中止することがありますので、あらかじめご承知おきください。

(10) 万一何らかの事情により中継を行わない場合は、「株主専用ウェブサイト」ページにてお知らせいたします。

7. ライブ配信に関するお問い合わせ先

2021年6月28日(月) (株主総会当日) につきましては、専用のコールセンターを設置いたしますので、以下の番号までお電話をお願い申し上げます。

株式会社ブイキューブ 03-4579-2117

(9:00～株主総会終了まで)

お電話による事前お問い合わせ先は以下の通りです。

N S ユナイテッド海運株式会社 総務グループ 03-6895-6404

(土・日・祝日を除く10:00～17:00)

以上

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置付け、将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保金を確保しつつ、経営成績に応じた株主各位への利益還元を継続的に行うことを基本方針とし、連結業績に対する配当性向は概ね30%としております。つきましては、当連結会計年度の期末配当を以下のとおりといたしたいと存じます。

- | | |
|---------------------------|--|
| ①配当財産の種類 | 金銭といたします。 |
| ②配当財産の割当てに関する事項
及びその総額 | 当社普通株式1株につき金50円といたしたいと存じます。
この場合の配当総額は、1,178,331,650円となります。
なお、これにより、中間配当金として1株につき金30円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき金80円となります。 |
| ③剰余金の配当が効力を生じる日 | 2021年6月29日といたしたいと存じます。 |

第2号議案

取締役9名選任の件

取締役全員（8名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位及び担当等	属性
1	谷水一雄 たに みず かず お	代表取締役社長・社長執行役員	再任
2	左光真啓 さ みつ まさ ひろ	取締役・専務執行役員 企画グループ・資源エネルギーグループ 管掌	再任
3	小山田充宏 おやまだ みつ ひろ	取締役・常務執行役員 内部統制・企業倫理担当 総務グループ・鉄鋼原料グループ管掌	再任
4	宮井成彦 みや い なる ひこ	常務執行役員 経理グループ・IR担当	新任
5	藤田透 ふじ た とおる	執行役員 安全管理グループ担当 環境保全推進グループリーダー委嘱	新任
6	山中一馬 やま なか かず ま	取締役	再任 社外
7	木下雅之 きの した まさ ゆき	取締役	再任 社外 独立
8	大西節 おお にし せつ	取締役	再任 社外 独立
9	中村勇 なか むら いさむ	取締役	再任 社外 独立

新任 新任取締役候補者 **再任** 再任取締役候補者 **社外** 社外取締役候補者

独立 証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者
番号

1

たにみず かずお
谷水 一雄 (1958年12月19日生)

再任

所有する当社の株式の数… 10,230株
 取締役会出席状況…………… 14/14回
 取締役在任年数…………… 6年

略歴、当社における地位、担当

1981年4月	住友金属工業株式会社 (現 日本製鉄株式会社) 入社	2015年4月	同社執行役員
2005年6月	同社鋼板・建材カンパニー原料部長	2015年6月	当社社外取締役
2012年10月	新日鐵住金株式会社(現 日本製鉄株式会社) 参与 (原料第一部長委嘱)	2016年4月	新日鐵住金株式会社(現 日本製鉄株式会社) 常務執行役員
2014年4月	同社執行役員(原料第二部長委嘱)	2018年4月	同社執行役員
		2018年6月	当社代表取締役社長・社長執行役員(現)

重要な兼職の状況

取締役候補者とした理由

谷水一雄氏は、日本製鉄株式会社において要職を歴任した後、2018年6月に当社代表取締役社長に就任して以来、優れた経営手腕・リーダーシップを発揮し当社経営を牽引し、実効性あるガバナンスを追求しており、2020年5月に策定した中期経営計画「FORWARD 2030」(2020年度～2023年度)で掲げた目標の達成へ向け、当社グループの経営体制を更に強化するため、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番号

2

さ みつ まさ ひろ
左光 真啓 (1957年12月4日生)

再任

所有する当社の株式の数… 7,104株
 取締役会出席状況…………… 14/14回
 取締役在任年数…………… 4年

略歴、当社における地位、担当

1980年4月	日本郵船株式会社入社	2009年4月	同社経営委員
2003年9月	同社バルク・エネルギー・アトランティックグループ長	2013年4月	同社常務経営委員
2006年11月	同社フリート管理グループ長	2013年6月	同社取締役常務経営委員
2007年4月	同社バルク・エネルギー輸送統轄グループ長	2015年4月	同社取締役専務経営委員
2008年4月	同社経営企画グループ調査役	2017年4月	同社取締役
		2017年6月	当社取締役専務執行役員(現) <担当> 企画グループ・資源エネルギーグループ管掌

重要な兼職の状況

取締役候補者とした理由

左光真啓氏は、日本郵船株式会社において要職を歴任した後、2017年6月より当社取締役に務めております。その経歴を通じて培われた豊富な経験・知識や高い見識を活かして当社企業価値の向上に向けて経営全般を牽引していることから、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番号

3

お や ま だ み つ ひ ろ
小山田 充宏 (1958年5月11日生)

再任

所有する当社の株式の数…	8,777株
取締役会出席状況……………	14/14回
取締役在任年数……………	4年

略歴、当社における地位、担当

1982年4月	新和海運株式会社入社	2012年6月	当社執行役員
2007年6月	同社鉄鋼原料グループリーダー	2016年6月	当社常務執行役員
2010年10月	当社鉄鋼原料グループリーダー	2017年6月	当社取締役常務執行役員（現）
2011年6月	当社企画グループリーダー	<担当>	内部統制・企業倫理担当、総務グループ・鉄鋼原料グループ管掌

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

小山田充宏氏は、入社以来、主に営業・総務・経理・企画関連業務の要職を歴任し、2017年6月に当社取締役に就任してからもその経歴に関連する幅広い業務を統括してきました。コーポレート関係での実績、豊富な知識・経験や高い見識に鑑み、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番号

4

み や い な る ひ こ
宮井 成彦 (1960年5月23日生)

新任

所有する当社の株式の数…	4,380株
取締役会出席状況……………	—回
取締役在任年数……………	—年

略歴、当社における地位、担当

1984年4月	新和海運株式会社入社	2020年6月	当社常務執行役員（現）
2011年6月	当社近海グループリーダー	<担当>	経理グループ・IR担当
2015年6月	当社執行役員		

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

宮井成彦氏は、入社以来、主に営業・企画・経理関連業務の要職を歴任し、その経歴を通じて豊富な知識・経験や高い見識を有していることから、取締役候補者いたしました。

候補者
番号

5

ふじ た
藤 田

とある
透 (1962年2月19日生)

新任

所有する当社の株式の数… 3,736株
取締役会出席状況…………… - 回
取締役在任年数…………… - 年

略歴、当社における地位、担当

1984年10月	新和海運株式会社入社	2017年6月	当社執行役員(現)
2012年8月	当社安全管理グループリーダー	<担当>	安全管理グループ担当、環境保全推進グループリーダー委嘱

重要な兼職の状況

取締役候補者とした理由

藤田透氏は、入社以来、主に営業・海務・安全管理関連業務の要職を歴任し、その経歴を通じて豊富な知識・経験や高い見識を有していることから、取締役候補者いたしました。

候補者
番号

6

やまなか かずま
山 中 一 馬

(1963年8月10日生)

再任

社外

所有する当社の株式の数…………… - 株
取締役会出席状況…………… 10/10回
取締役在任年数…………… 1年

略歴、当社における地位、担当

1986年4月	新日本製鐵株式会社 (現 日本製鐵株式会社) 入社	2014年4月	同社鹿島製鐵所総務部長
1999年4月	同社八幡製鐵所人事グループリーダー	2017年4月	同社参与(機材調達部長委嘱)
2002年7月	同社人事・労政部派遣人事センターマネジャー	2018年4月	同社執行役員(機材調達部長委嘱)
2011年4月	同社人事・労政部人事グループリーダー	2019年4月	日本製鐵株式会社執行役員(機材調達部長委嘱)
2011年11月	同社人事・労政部人事グループリーダー(部長)	2020年4月	同社執行役員(原料・機材調達管掌)
2012年4月	同社人事・労政部部長	2020年6月	当社取締役(現)
2012年10月	新日鐵住金株式会社(現 日本製鐵株式会社) 人事・労政部部長	2021年4月	日本製鐵株式会社常務執行役員(現)

重要な兼職の状況

日本製鐵株式会社常務執行役員(原料、機材調達に関する事項管掌)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

山中一馬氏は、日本製鐵株式会社において要職を歴任し、その長年にわたる経歴を通じて培われた豊富な知識・経験や高い見識を活かして人事・労務及び当社の経営全般について専門的な立場から実効性の高い監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしていただくことが期待されるため、引き続き社外取締役候補者いたしました。

候補者
番号

7

きのした まさゆき
木下 雅之 (1954年4月11日生)

再任 社外 独立

所有する当社の株式の数…… 2,858株
取締役会出席状況…… 14/14回
取締役在任年数…… 5年

略歴、当社における地位、担当

1978年4月	三井物産株式会社入社	2011年6月	同社代表取締役常務執行役員C I O兼C P O
2004年4月	同社経営企画部長	2012年4月	同社代表取締役専務執行役員C I O兼C P O
2007年4月	同社金属資源副本部長	2014年4月	同社代表取締役副社長執行役員C I O兼C P O
2008年4月	同社執行役員金属資源本部長	2016年4月	同社取締役
2010年4月	同社常務執行役員金属資源本部長	2016年6月	同社顧問
2011年4月	同社常務執行役員C I O兼C P O	2016年6月	当社社外取締役 (現)
		2020年6月	株式会社カカコム社外取締役 (現)

重要な兼職の状況

株式会社カカコム社外取締役

独立社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

木下雅之氏は、三井物産株式会社勤務等を通じ、国際ビジネスでの経験、豊富な経営知識と幅広い見識を有されており、引き続き当該知見を活かした専門的な立場から当社の経営に対する実効性の高い監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしていただくことが期待されるため、引き続き社外取締役候補者といたしました。

また、同氏が選任された場合は、引き続き指名・報酬諮問委員会議長として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程において、客観的・中立的立場から関与いただく予定です。

なお、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が選任された場合、引き続き独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者
番号

8

おおにし
大西

せつ
節

(1955年12月4日生)

再任

社外

独立

所有する当社の株式の数…… 670株
取締役会出席状況…………… 14/14回
取締役在任年数…………… 4年

略歴、当社における地位、担当

1978年4月	株式会社日本興業銀行入行	2010年6月	同社代表取締役副社長内部監査部門長
2002年4月	株式会社みずほコーポレート銀行(現株式会社みずほ銀行)本店営業第八部長	2011年4月	同社取締役
2004年4月	同行本店営業第八部長兼営業第四部長	2011年6月	興銀リース株式会社顧問
2004年6月	同行営業第十四部長	2011年6月	同社取締役副社長
2005年4月	同行執行役員営業第十四部長	2013年4月	同社代表取締役社長
2007年4月	同行常務執行役員 グローバルシンジケーションユニット統括役員 兼グローバルプロダクツユニット統括役員	2016年6月	株式会社みずほフィナンシャルグループ理事
2010年4月	株式会社みずほフィナンシャルグループ 副社長執行役員内部監査部門長	2017年4月	日本商業開発株式会社上級顧問
		2017年6月	当社社外取締役(現)
		2018年3月	昭和電工株式会社社外監査役(現)

重要な兼職の状況

昭和電工株式会社社外監査役

独立社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

大西節氏は、株式会社みずほフィナンシャルグループにおける経営参画を含む長年の経歴を通じて培われた豊富な知識・経験や高い見識を有されており、引き続き当該知見を活かして特に企業の経理や経営全般に精通した専門的な立場から当社の経営に対する実効性の高い監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしていただくことが期待されるため、引き続き社外取締役候補者いたしました。

また、同氏が選任された場合は、引き続き指名・報酬諮問委員会委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程において、客観的・中立的立場から関与いただく予定です。

なお、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が選任された場合、引き続き独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

候補者
番号

9

な か む ら
中村

い さ む
勇 (1956年12月12日生)

再任

社外

独立

所有する当社の株式の数…… 592株
取締役会出席状況…… 10/10回
取締役在任年数…… 1年

略歴、当社における地位、担当

1979年11月	東京海上火災保険株式会社 (現 東京海上日動火災保険株式会社) 入社	2012年 6月	同社執行役員金融営業推進部長
2003年 7月	同社関西本部関西公務金融部長	2013年 6月	同社常務執行役員
2004年10月	東京海上日動火災保険株式会社関西公務金融部長	2016年 4月	東京海上日動ベターライフサービス株式会社 代表取締役社長
2006年 6月	同社401k・投信営業推進部長	2018年 6月	株式会社日本ケアサプライ社外取締役
2009年 7月	同社金融営業推進部長	2020年 4月	東京海上日動火災保険株式会社非常勤顧問
2010年 7月	同社理事金融営業推進部長	2020年 6月	株式会社静岡銀行社外監査役 (現)
		2020年 6月	当社社外取締役 (現)

重要な兼職の状況

株式会社静岡銀行社外監査役

独立社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

中村勇氏を社外取締役候補者とした理由は、東京海上火災保険株式会社（現 東京海上日動火災保険株式会社）入社以来、主に金融事業において要職を歴任された後、東京海上日動ベターライフサービス株式会社等において役員を務められ、その長年にわたる経歴を通じて培われた豊富な知識・経験や高い見識を有されており、引き続き当該知見を活かして特に保険、財務や経営全般に精通した専門的な立場から当社の経営に対する監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしていただくことが期待されるため、引き続き社外取締役候補者いたしました。

また、同氏が選任された場合は、引き続き指名・報酬諮問委員会委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程において、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

なお、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が選任された場合、引き続き独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者の山中一馬氏、木下雅之氏、大西節氏及び中村勇氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 社外取締役候補者の山中一馬氏は、上記略歴記載のとおり、当社の主要な取引先として当社の特定関係事業者に該当する日本製鉄株式会社の業務執行者であり、かつ、過去10年間に於いても、業務執行者となっております。
 4. 社外取締役候補者の山中一馬氏が選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。
 5. 社外取締役候補者の木下雅之氏が選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。
 6. 社外取締役候補者の大西節氏が選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。
 7. 社外取締役候補者の中村勇氏が選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。
 8. 社外取締役候補者の山中一馬氏、木下雅之氏、大西節氏及び中村勇氏は、現在、当社の社外取締役であります。それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって山中一馬氏が1年、木下雅之氏が5年、大西節氏が4年、中村勇氏が1年となります。
 9. 社外取締役候補者の山中一馬氏は、当社の特定関係事業者に該当する日本製鉄株式会社から過去2年間に報酬等を受けており、今後も受ける予定があります。
 10. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が、役員としての業務遂行に起因して、保険期間中に損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金、訴訟費用の損害を当該保険契約によって補填することとしております。保険料は全額当社が負担しております。全ての取締役候補者は、取締役に選任された場合には、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約は任期途中に更新することを予定しています。
 11. 取締役山中一馬氏、中村勇氏は、2020年6月25日開催の第94回定時株主総会にて選任され、就任しました。なお、就任後の取締役会開催回数は10回であります。
 12. 各候補者の所有する当社の株式の数には、NSユナイテッド海運役員持株会における本人持分を含めて記載しております。

監査役峯村保広氏、三谷康人氏、千原圭三氏の3名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	1	なか た よし ぶみ 中田 義文 (1959年3月19日)	新任	所有する当社の株式の数… 8,395株
-----------	---	---	----	---------------------

略歴、当社における地位

1983年4月	新日本製鐵株式会社(現 日本製鉄株式会社) 入社	2012年10月	新日鐵住金株式会社(現 日本製鉄株式会社) 人事労政部上席主幹
1997年6月	同社大分製鐵所総務部労政・人事グループリーダー		ニッポン・スチール&スミトモ・メタルオーストラリア社(現 NIPPON STEEL AUSTRALIA PTY.LIMITED) 出向
2001年7月	同社原料第二部鉍石第二・金属グループリーダー	2014年6月	当社参与企画グループリーダー
2003年7月	同社原料第一部原料需給グループリーダー		当社執行役員(企画グループリーダー委嘱)
2007年4月	同社原料第二部鉍石第一グループリーダー	2016年6月	当社執行役員
2009年4月	同社人事・労政部(部長)	2017年6月	当社常務執行役員(現) <担当>資源エネルギーグループ担当

重要な兼職の状況

—

監査役候補者とした理由

中田義文氏は、新日鐵住金株式会社(現 日本製鉄株式会社)及び当社において要職を歴任し、その豊富な経験を通じて培われた幅広い知識と見識に基づき、当社取締役による経営判断及び業務について監督業務を行う適任者であると判断し、監査役候補者いたしました。

候補者
番号

2

み たに やす ひと
三 谷 康 人 (1958年1月12日)

再任 社外 独立

所有する当社の株式の数… 一株

略歴、当社における地位

1980年4月	日本開発銀行（現 株式会社日本政策投資銀行）入行	2008年10月	株式会社日本政策投資銀行上席審議役兼監査部長
2004年6月	同行北陸支店長	2009年6月	同行執行役員
2006年6月	同行審査部長	2010年6月	同行常勤監査役
2008年6月	同行上席審議役付（監査チーム）審議役	2013年6月	当社社外監査役（非常勤）（現）
		2013年7月	富国生命保険相互会社顧問（現）

重要な兼職の状況

富国生命保険相互会社顧問

社外監査役候補者とした理由

三谷康人氏は、株式会社日本政策投資銀行勤務を通じて豊富な経理・財務知識を有しており、社外監査役として中立の立場から、当社取締役による経営判断及び業務執行について監督業務を行う適任者であると判断し、引き続き社外監査役候補者としていたしました。なお、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏が選任された場合、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

候補者
番号

3

やま もと しょう へい
山 本 昌 平 (1960年5月25日)

新任 社外

所有する当社の株式の数… 一株

略歴、当社における地位

1984年4月	日本郵船株式会社入社	2018年4月	同社経営委員
2011年4月	同社財務グループ長	2019年4月	常務経営委員
2013年4月	同社企画グループ長	2020年4月	同社常務経営委員 不動産開発グループ長兼務
2015年4月	同社企画グループ長 兼 客船事業グループ長	2020年6月	同社常務執行役員（名称変更） 不動産開発グループ長兼務
2016年4月	同社経営委員 企画グループ長兼務	2021年4月	同社アドバイザー（現）

重要な兼職の状況

日本郵船株式会社アドバイザー

社外監査役候補者とした理由

山本昌平氏は、日本郵船株式会社において財務・企画業務の要職を歴任し、その後当社にて常務執行役員を務められました。その豊富な経験を通じて培われた幅広い知識と見識に基づき、当社取締役による経営判断及び業務執行について監督業務を行う適任者であると判断し、社外監査役候補者としていたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 上記監査役候補者のうち、三谷康人氏と山本昌平氏の2名は社外監査役候補者です。
3. 社外監査役候補者の山本昌平氏は、上記略歴記載のとおり、過去2年間において、当社の主要な取引先として当社の特定関係事業者に該当する日本郵船株式会社の業務執行者でありました。
4. 監査役候補者の中田義文氏が選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害倍層責任を限定する契約を締結する予定であります。
5. 社外監査役候補者の三谷康人氏が選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害倍層責任を限定する契約を継続する予定であります。
6. 社外監査役候補者の山本昌平氏が選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害倍層責任を限定する契約を締結する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者が役員としての業務遂行に起因して、保険期間中に損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金、訴訟費用の損害を当該保険契約によって補填することとしております。保険料は全額当社が負担しております。すべての監査役候補者は、監査役に選任された場合には、当該保険契約の被保険者となります。本議案が原案通り承認され、監査役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約は任期途中で更新することを予定しています。
8. 三谷康人氏は、現在当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
9. 各候補者の所有する当社の株式の数には、NSユナイテッド海運役員持株会における本人持分を含めて記載しております。

以 上

(提供書面)

事業報告 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 業績全般

当期における世界経済は、各国による新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策の導入により社会・経済活動が制限されることで大きく落ちこんだ後、制限措置緩和による回復と感染再拡大による停滞が交錯し、この結果、2020年の世界の実質GDP成長率は前年比3.3%減（※IMF 2021年4月時点報告値）と金融危機後の2009年を大きく下回りました。わが国でも2度にわたり緊急事態宣言が発令されるなど、経済活動正常化と感染症対策との両立が求められる状況が続き、先行き不透明感が設備投資や消費に対する慎重姿勢につながりました。

外航海運市況につきましては、感染拡大の影響により2020年前半は大きく低迷いたしました。年央には中国の経済活動再開に伴う輸送需要持ち直しなどにより一旦の回復を見た後、感染拡大の第2波、第3波による影響の中、特に大型船市況は振れ幅の激しい展開が続きました。また、船員交代及び検疫隔離のための船舶の離路・滞船の増加が効率運航の阻害要因となりました。内航海運市況においても、感染拡大の影響により落ち込んだ鉄鋼関連・電力関連の輸送需要が年度半ばから持ち直したものの、通年では当初見込んだ輸送量まで回復するには至りませんでした。

燃料油価格につきましては、当期の外航海運事業の平均消費価格は、高硫黄C重油がトン当たり上期約262ドル、下期約294ドル、期中平均で約280ドルと、前期比では約138ドル安、適合燃料油がトン当たり上期約373ドル、下期約364ドル、期中平均で約368ドルと、前期比で約207ドル安となりました。また対米ドル円相場は年度末にかけて米ドル金利上昇観測により円安が加速しましたが、上期平均107円67銭、下期平均104円67銭、期中平均で106円17銭と前期比3円25銭の円高となりました。

このような事業環境下、当期の連結業績は、売上高1,384億54百万円（前期比6.7%減）、営業利益67億36百万円（前期比4.3%減）、経常利益55億32百万円（前期比1.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は61億31百万円（前期比3.1%増）となりました。

なお、当社グループの事業構成は海上輸送業がほぼ全体を占めており、連結売上高に占める外航海運事業の割合は8割強、内航海運事業の割合は2割弱となっております。

	前連結会計年度 (2019年度)	当連結会計年度 (2020年度)	前期比
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
売上高	148,415	138,454	6.7%減
営業利益	7,040	6,736	4.3%減
経常利益	5,479	5,532	1.0%増
親会社株主に帰属する当期純利益	5,947	6,131	3.1%増

② 事業別概況

外航海運事業

売上高
116,721百万円
 (前期比6.1%減)

<主要な事業内容>

外航貨物海上運送事業及びこれに関連または付帯する事業

ケーブ型撒積船（18万重量トン型）市況は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により年度初めより低水準で推移し、主要5航路平均用船料率が5月には2千ドルを割り込むなど、先行きへの懸念が高まりました。6月以降は、いち早く感染拡大の封じ込めを宣言した中国の国内経済回復により、鉄鉱石輸入をはじめとした輸送需要に市況は大きく押し上げられ、10月には3万4千ドル台後半に達しました。このような環境下において当社では、主要荷主の日本製鉄株式会社をはじめとする国内外顧客と締結した中長期輸送契約により安定収益を確保し、また積極的に三国間トレード向けの集荷に努めた結果、感染拡大の一時的な影響を勘案した年度計画をほぼ達成することができました。

パナマックス型撒積船（7～8万重量トン型）市況は、感染拡大に伴う荷動き低迷で主要5航路平均用船料率が5月に日額5千ドル台まで落ち込むも、堅調な穀物輸送を中心に、8月には1万6千ドルを超える水準まで回復いたしました。その後は豪州出し中国向け石炭輸送の事実上の制限で市況は軟化傾向を辿るも、秋口からは中国が米国産の穀物輸入を拡大

し、年明け以降は南米穀物輸送需要も本格化したことから、市況は2月中旬には2万ドル台へ急騰しました。こうした状況下、支配船腹を国内外顧客向けに投入し効率運航に努めましたが、年央までの市況低迷の影響を補うには至らず、当初の計画を達成することはできませんでした。

ハンディ型撒積船（2～6万重量トン型）市況は、感染拡大の影響から鋼材・原料関連の荷動きが減少し、上期は38,000重量トン型主要7航路平均用船料率が5月には4千ドル近傍まで落ち込みましたが、下期においては鋼材出荷や自動車生産再開による銅やニッケル等マイナーバルクの輸送需要の回復、北半球寒波による一般炭の荷動き活発化などを受けて反発しました。しかしながら、上期の落ち込みを補うまでには至らず、当初の計画を達成することができませんでした。

近海水域における小型船（1.6万重量トン型以下の船型）市況は、主力の中国向け輸出鋼材輸送量が国内粗鋼生産の減産傾向に感染拡大による需要減の影響が加わり上期は大きく減少、その後は中国国内需要に支えられ回復基調で推移するも鋼材輸送数量は前期比減少いたしました。年明け以降市況回復が顕在化いたしました。が、収益改善は限定的な範囲に留まり、通期では当初の計画を達成することはできませんでした。

V L G C（大型L P G運搬船）は、全て定期貸船契約に従事し安定収益の確保に貢献しておりますが、一部市況連動契約となっている船舶についても、総じて堅調に市況が推移したことから、当初の計画を大幅に上回る実績を上げました。

以上の結果、外航海運事業全体としては、売上高は1,167億21百万円（前期比6.1%減）、セグメント利益（営業利益）は49億43百万円（前期比15.5%減）と、前期に比べ減収減益となりました。

内航海運事業

売上高
21,733百万円
 (前期比9.7%減)

<主要な事業内容>

内航貨物海上運送事業及びこれに関連または付帯する事業

ドライバルクにつきましては、鉄鋼関連貨物は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響から上期は需要が急減いたしました。下期から自動車向けを中心とした製造業向け需要が回復基調となり、高炉が再稼働するなど粗鋼生産量増加と共に需要は上向きはじめましたが、原料輸送量、鋼材輸送量共に上期中の影響を補うには至らず当初の計画を下回りました。また、セメント関連貨物の輸送量につきましては感染拡大の影響や、夏期建設需要減少等により当初の計画を下回る荷動きとなりました。一方、電力関連貨物は再生可能エネルギー活用などエネルギー利用多様化による石炭火力発電稼働抑制及び感染拡大の影響による電力需要減少等が影響したものの、新規発電所へのバイオマス輸送サービスの開始もあり、当初の計画を上回る水準で推移いたしました。

タンカーにつきましては、LNG輸送は、省エネ化の進展、感染拡大により需要が減少するなか効率運航に努め、輸送量は計画を上回りました。LPG輸送は、民生用は冬期需要期を迎え輸送量は好調でしたが、工業用と化学原料用は、需要減退により輸送量は低迷し、全体として輸送量は計画を下回りました。このような状況の下で、効率配船、効率運航に努め、当初の計画をほぼ達成することができました。

以上の結果、内航海運事業全体としては、売上高は217億33百万円（前期比9.7%減）、セグメント利益（営業利益）は17億69百万円（前期比49.3%増）と、前期に比べ減収増益となりました

その他

<主要な事業内容>

情報システムの開発・保守業等

特記すべき事項はありません。

ご参考

2020年度当社グループ船隊整備実績

(5年以上の長期用船を含む)

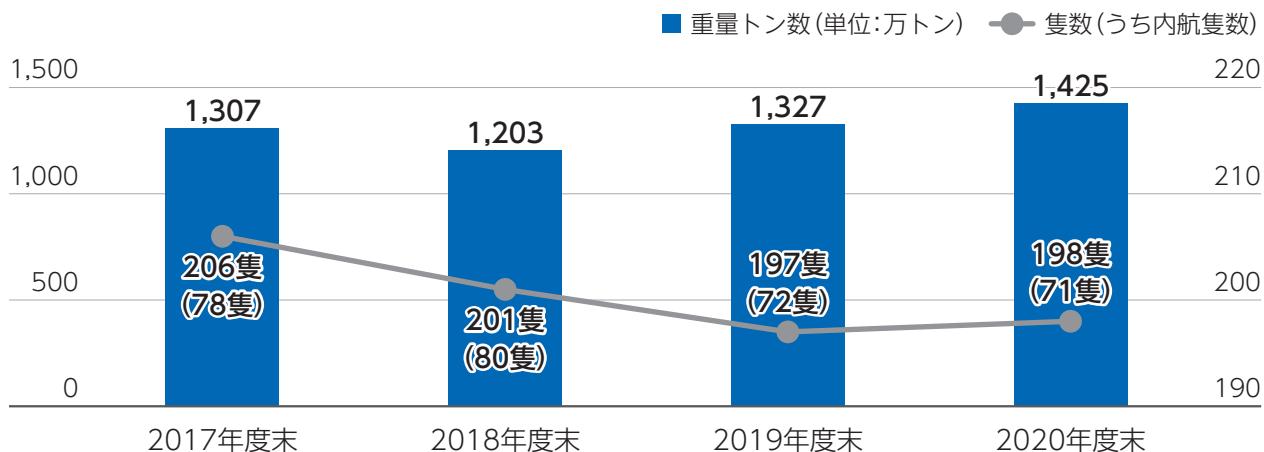
	隻数	総重量トン数 (K/T)
外航	9隻	1,231,104重量トン
内航	3隻	18,200重量トン

2021年度当社グループ船隊整備計画

(5年以上の長期用船を含む)

	隻数	総重量トン数 (K/T)
外航	0隻	0重量トン
内航	1隻	1,750重量トン

船腹量の推移 (連結) *用船含む



(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において当社グループが実施しました設備投資の総額は413億30百万円で、その主なものは船舶です。

事業区分	設備投資額
外航海運事業	36,901百万円
内航海運事業	4,427百万円
その他	2百万円

また、当社グループの主要な設備である船舶のうち帳簿価額118億11百万円の固定資産売却を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度は、設備資金519億63百万円を金融機関からの借入で調達しております。

なお、当社は主要取引金融機関と総額90億円のコミットメントライン契約を締結しておりますが、当連結会計年度末における借入実行残高はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

特記すべき事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

特記すべき事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特記すべき事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

特記すべき事項はありません。

(8) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症は新たに変異株による感染拡大が懸念される中、先進国を中心に展開されつつあるワクチン接種の効果に注目が集まっていますが、感染拡大状況によっては昨年度のように荷動きや市況が乱高下する懸念が残ることから、今後も事業運営にあたって細心の注意を払うことが求められています。

また、10年後を見据えて昨年策定した中期経営計画『FORWARD 2030 ~Driving U forward over the next decade~』では、「ブランド力の向上」「サステナブルな事業構造の構築」「レジリエントな経営基盤の確立」の3つを重点戦略として、以下のような取り組みを進めています。

1) ブランド力の向上

昨年10月、環境保全推進グループを新設し、社内外の関係者との連携のもと、温室効果ガス削減に向けた長期ロードマップの策定を進めています。また、従来のCSR委員会をESG総合委員会へ改組し、中期経営計画の重要な柱である「環境・社会・企業統治」に関する課題解決に向け総合的に取り組むとともに、その傘下にDX（デジタルトランスフォーメーション）推進委員会を設置し、データ及びデジタル技術の活用による業務の効率化や生産性の向上に取り組んでいます。

当社グループの重要な使命である安全運航につきましては、昨年発生しました当社グループ運航船による事故の反省も踏まえ、船舶運航技術をさらに高め、安全管理体制を強化してまいります。また、社会的な重要性が高まっております環境保全につきましても取り組みを強化するほか、先進技術の導入や人への投資促進、ガバナンスの強化などESGの取り組みを推し進めることにより、今後もこれまで築き上げてきたUブランドの向上に努めてまいります。

2) サステナブルな事業構造の構築

外航部門では、前回の中期経営計画に基づき建造された新造船が昨年度末までに全て稼働を開始し長期輸送契約などに従事したことから、安定収益を支える柱が強化されました。また、海運市況高騰下で建造した船舶の売却や定期用船契約の期限前解約など構造改革を行い、市況下落に対する耐性を強化してまいりました。内航部門では、世界最新鋭の低炭素技術を誇る広野IGCCパワー合同会社向け専用船

「みらい」が竣工したほか、2019年竣工のハイブリッド貨物船「うたしま」に続く環境保全に対応した先進船舶の開発を進めています。当社では、今後も安定収益をもたらしてきた国内外顧客向け輸送契約の充実に加え、低炭素化に向けた輸送ニーズへの取り組みなど、戦略的事業領域の拡大を目指してまいります。

3) レジリエントな経営基盤の確立

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対しては、世界各国における寄港制限や船員の出入国規制の動向を注視し、事前のPCR検査や船内での感染予防対策を徹底するとともに、オンラインによる乗組員への研修実施など必要な対応策を講じております。また、本社および国内外の各拠点におけるリモートワーク体制を整備し、社内ならびに取引先とのオンライン会議を推進するなど、従業員の安全と健康を守りながら、安定した海上輸送サービスの提供に鋭意取り組んでおります。当社では、不測の事態に備えたりスク管理を一層強化するとともに事業継続計画（BCP）の継続的な改善を図ってまいります。また、経営成績に応じた利益還元として、連結業績に対し概ね30%を目処とする配当性向を掲げており、今後も安定配当の継続的な実施により、株主をはじめステークホルダーの皆様にとって魅力的な事業会社になることを目指してまいります。

なお、「FORWARD 2030」では、以下の目標を掲げております。

中期経営目標(2023年度)

営業利益 100億円以上

ROE 10%以上

Net DER 1.0倍以下

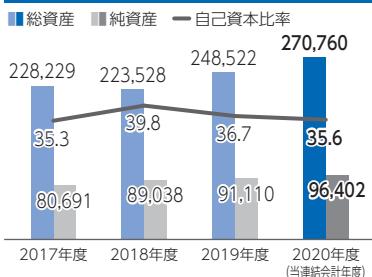
上記目標のうち営業利益につきましては、これまで実施してまいりました長期輸送契約の拡充や構造改革の効果に加え、年初来の海運市況改善により、既に開示しております通り現時点の2021年度業績予想では100億円以上となる見通しとなっております。引き続き株主の皆さまのご期待に沿えるようグループ一丸で不断的な努力を重ねてまいりますので、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(9) 財産及び損益の状況の推移

売上高 (単位：百万円)



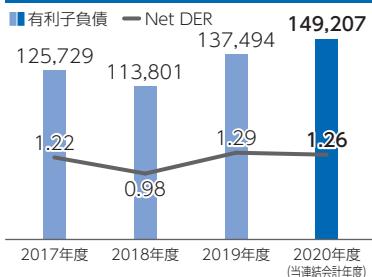
総資産/純資産/自己資本比率 (単位：百万円/%)



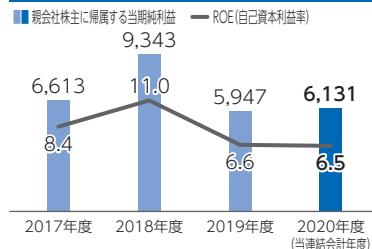
経常利益 (単位：百万円)



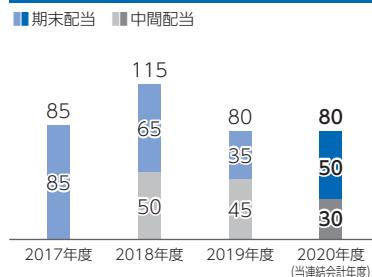
有利子負債/Net DER (単位：百万円/倍)



親会社株主に帰属する当期純利益 /ROE(自己資本利益率) (単位：百万円) / (単位：%)



1株当たり配当金の推移 (単位：円)



	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度 (当連結会計年度)
売上高	(百万円) 139,000	151,068	148,415	138,454
営業利益	(百万円) 7,361	8,911	7,040	6,736
経常利益	(百万円) 5,555	7,784	5,479	5,532
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円) 6,613	9,343	5,947	6,131
1株当たり当期純利益	(円) 280.61	396.42	252.33	260.17
1株当たり配当金の推移	(円) 85	115	80	80
総資産	(百万円) 228,229	223,528	248,522	270,760
純資産	(百万円) 80,691	89,038	91,110	96,402
自己資本比率	(%) 35.3	39.8	36.7	35.6
有利子負債	(百万円) 125,729	113,801	137,494	149,207
Net DER	(倍) 1.22	0.98	1.29	1.26
ROE (自己資本利益率)	(%) 8.4	11.0	6.6	6.5

- (注) 1. 記載金額は、四捨五入で表示しております。
2. 当社は、2017年10月1日付で株式併合（普通株式10株を1株に併合）を実施しており、2017年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び配当額を算定しております。
3. 2020年度の1株当たり配当額は2020年12月にお支払いいたしました中間配当金と本定時株主総会において決議いただく予定の配当金の合計額を記載しております。
4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を2019年3月期の期首から適用しており、2017年度の経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(10) 重要な子会社の状況（2021年3月31日現在）

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
NSユニテッド内航海運(株)	718百万円	100.00%	内航海運事業
NSユニテッドタンカー(株)	180百万円	100.00%	内航海運事業
NSユニテッドマリナーサービス(株)	20百万円	100.00%	船員派遣事業・安全監督・新造船建造監督業
NSユニテッドビジネス(株)	45百万円	100.00%	総務・経理業務受託
NSユニテッドシステム(株)	50百万円	100.00%	情報システムの開発・保守業

(11) 主要な営業所（2021年3月31日現在）

当社	本社：東京都千代田区大手町一丁目5番1号 海外駐在員事務所：中国（上海）、ベトナム（ハイフォン） 海外法人：英国（ロンドン）、米国（コネチカット）、中国（香港）、シンガポール（シンガポール）、フィリピン（マニラ）
NSユニテッド内航海運(株)	本社：東京都千代田区大手町一丁目5番1号
NSユニテッドタンカー(株)	本社：東京都千代田区大手町一丁目5番1号
NSユニテッドマリナーサービス(株)	本社：東京都千代田区大手町一丁目5番1号
NSユニテッドビジネス(株)	本社：東京都千代田区大手町一丁目5番1号
NSユニテッドシステム(株)	本社：東京都千代田区大手町一丁目5番1号

(12) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
外航海運事業	224名	7名増
内航海運事業	377名	11名増
その他	35名	増減なし
合計	636名	18名増

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
212名	5名増	39.29歳	14.67年

(13) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	33,870百万円
株式会社日本政策投資銀行	22,963百万円
株式会社三菱UFJ銀行	18,016百万円
農林中央金庫	17,370百万円
株式会社三井住友銀行	15,596百万円
三井住友信託銀行株式会社	12,186百万円

(14) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置づけ、将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保資金を確保しつつ、経営成績に応じた株主各位への利益還元を継続的に行うことを基本方針とし、連結業績に対する配当性向を概ね30%としております。

また、当社は、株主総会の決議によって期末配当を行うことができる旨、及び取締役会の決議によって中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

以上のほか、企業集団の現況に関する重要な事項に関する特記事項はありません。

2 会社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 60,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 23,970,679株
- (3) 株主数 7,552名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
日本製鉄株式会社	7,861千株	33.36%
日本郵船株式会社	4,324千株	18.35%
株式会社みずほ銀行	798千株	3.39%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	640千株	2.72%
東京海上日動火災保険株式会社	606千株	2.58%
新健海運股分有限公司	504千株	2.14%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	341千株	1.45%
三井住友海上火災保険株式会社	324千株	1.38%
株式会社三菱UFJ銀行	259千株	1.10%
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	242千株	1.03%

- (注) 1. 所有株式数は、千株未満を切り捨てております。
 2. 当社は、自己株式を404,046株所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 3. 出資比率は自己株式を控除して計算しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

当社は、2021年3月31日現在、新株予約権等の発行は行っておりません。

4 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2021年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長・社長執行役員	谷 水 一 雄	
取締役・専務執行役員	左 光 真 啓	企画グループ、資源エネルギーグループ管掌
取締役・常務執行役員	小山田 充 宏	内部統制・企業倫理担当、 総務グループ・鉄鋼原料グループ管掌
取締役・常務執行役員	石 川 寛 二	船舶管理グループ・環境保全推進グループ担当、 安全管理グループ管掌
※取締役	山 中 一 馬	日本製鉄株式会社執行役員
取締役	木 下 雅 之	株式会社カクコム社外取締役
取締役	大 西 節	昭和電工株式会社社外監査役 (非常勤)
※取締役	中 村 勇	株式会社静岡銀行社外監査役 (非常勤)
監査役 (常勤)	峯 村 保 広	
監査役 (常勤)	与 田 直 樹	
監査役 (非常勤)	三 谷 康 人	富国生命保険相互会社顧問
監査役 (非常勤)	千 原 圭 三	一般社団法人日本海運集会所業務執行理事

- (注) 1. 取締役山中一馬氏、木下雅之氏、大西節氏及び中村勇氏は社外取締役であります。
 なお、木下雅之氏、大西節氏及び中村勇氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
2. 監査役与田直樹氏、三谷康人氏及び千原圭三氏は社外監査役であります。
 なお、三谷康人氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
3. 監査役与田直樹氏は、日鉄保険サービス株式会社において豊富なマネジメントやガバナンスを経験しており、経営判断及び業務執行について監督業務を行うにあたり相当程度の知見を有しております。
4. 監査役三谷康人氏は、株式会社日本政策投資銀行において長年金融業務・経理業務を経験しており、財務及び会計に關する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役千原圭三氏は、日本郵船株式会社勤務を通じて豊富な法務知識を有しており、経営判断及び業務執行について監督業務を行うにあたり相当程度の知見を有しております。
6. 当社と取締役山中一馬氏、木下雅之氏、大西節氏及び中村勇氏、監査役峯村保広氏、与田直樹氏、三谷康人氏及び千原圭三氏は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結しております。
7. 2020年6月25日開催の第94回定時株主総会において、※印を付した取締役が新たに選任され、就任いたしました。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。役員としての業務遂行に起因して、保険期間中に損害賠償請求（株主代表訴訟を含む）がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金、争訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該保険契約の被保険者は当社の取締役と監査役であり、保険料は全額当社が負担しております。なお、被保険者である役員の職務の執行の適正性が損なわれないために、役員等賠償責任保険契約に免責額についての定めを設け、一定額に至らない損害については填補の対象としないこととしております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

イ.役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、予め決議する内容について指名・報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次の通りです。

a.取締役の報酬の基本的な考え方

I.目的及び基本的な考え方

- (1) 中長期的な企業価値の向上に資すること
- (2) 株主からの受託責任に応えること
- (3) 人材確保につながること

II.報酬決定方針の基本原則

- (1) 企業価値向上に向けて健全なインセンティブとして十分に機能するよう、経営戦略との整合性を確保した報酬体系とする。具体的には、固定報酬のほか、短期業績や中長期的経営の進捗が適切に反映される業績連動型報酬により構成する。
- (2) 株主目線を重視するため、現金支給する報酬と株式購入報酬（取締役が役員持株会に拠出し、持株会を通じて株式を購入するための現金を支給する報酬）を組み合わせる。
- (3) 固定報酬は同一役位同一報酬とし、世間水準との整合性にも留意して金額を決定する。
- (4) 報酬体系や各年の具体的水準の決定においては、公正と透明性を確保するため、指名・報酬諮問委員会を活用する。
- (5) 従業員とのバランスや業界動向等にも配慮する。

b.固定報酬に関する方針

固定報酬は、海運業界において求められる能力及び責任に見合った水準を勘案して、世間水準との整合性や従業員との報酬格差にも留意のうえ、役位に応じて定められた基準額を月次の額として現金支給する。

監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬のみを支給する。

c.業績連動報酬に関する方針

業績連動型役員賞与：

収益力の維持向上のためのインセンティブを付与するべく、配当政策及び従業員への一定以上の臨時手当（賞与）支給を前提に、短期業績連動報酬として毎期の1株当たり配当額に連動する賞与を、毎年、一定の時期に現金支給する。ただし、役員賞与のうち一定額を超える金額については、株式購入報酬として支給する。

株式購入報酬：

中長期的業績連動報酬として、中期経営計画の達成度や企業価値（株式価値）の向上に連動する株式購入報酬を在任期間にわたり毎月均等に現金支給する。具体的には、営業利益や自己資本利益率（ROE）といった中期経営計画が目標とする業績指標の達成度のほか、当社時価総額や安全運航実績を反映した総合的評価に基づいて算出する。取締役は、支給された株式購入報酬相当額を役員持株会に拠出し、持株会を通じて株式を購入する。中期経営計画を新たに策定した際には目標となる業績指標等の算定方法の見直しを行う。

d.報酬等の割合に関する方針

固定報酬と業績連動型賞与及び株式購入報酬の割合については、海運業界や関連する業種・業態の企業の報酬水準・構成を踏まえて、企業価値向上に向けたインセンティブとして、短期業績や中長期的経営目標の進捗が適切に反映されるよう設定し、業績連動型役員賞与と株式購入報酬とを合わせた業績連動型報酬の報酬総額に占める割合は、最大で3分の1程度となるものとする。

e.報酬等の付与時期や条件に関する方針

固定報酬については上記b.において、業績連動型役員賞与及び株式購入報酬については上記c.において併せて記載しております。

f.報酬等の決定の委任に関する事項

上記b.c.d.において個人別の報酬額やその支給方法の方針を決定し、役員報酬内規において具体的な算出方法を規定するため、取締役やその他の第三者に委任する事項はありません。

g.取締役の個人別の報酬の内容についての決定の方法

取締役の報酬等については、指名・報酬諮問委員会による意見の答申及び助言を踏まえ、最終的には取締役会の決議により定めます。裁量の範囲は、株主総会決議の範囲内とします。

ロ.当該事業年度に係る役員の報酬等の総額等

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額					
		固定報酬	対象員数	業績連動報酬			
				賞与	対象員数	株式購入報酬	対象員数
取締役 (うち社外取締役)	178百万円 (28百万円)	155百万円 (28百万円)	8名 (3名)	19百万円 -	5名 -	3百万円 -	5名 -
監査役 (うち社外監査役)	62百万円 (40百万円)	62百万円 (40百万円)	4名 (3名)	- -	- -	- -	- -
合計	240百万円	217百万円	12名	19百万円	5名	3百万円	5名

- (注) 1. 上記には、2020年6月25日開催の第94回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名の支給額を含んでおります。
2. 総支給額は、2007年6月28日開催の第81回定時株主総会において取締役は「年額4億円以内」、監査役は「年額1億円以内」と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名、監査役の員数は4名です。
3. 業績連動報酬の算定の基礎とした業績指標の内容と選定理由
上記c.の方針内において決定し、記載しているとおりです。
4. 業績連動報酬の算定方法
上記c.の方針内において決定し、記載しているとおりです。
5. 業績連動報酬の算定の基礎とした業績指標の実績値
- | | | |
|------------------|----------|----------|
| ・当社連結営業利益 | 目標：100億円 | 実績：67億円 |
| ・自己資本利益率 (ROE) | 目標：10% | 実績：6.5% |
| ・負債資本倍率 (netDER) | 目標：1.00倍 | 実績：1.26倍 |

(4) 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役山中一馬氏は、日本製鉄株式会社の執行役員であります。同社は、当社への出資比率が33.36%である大株主であり、当社の主要な取引先であります。その他の社外取締役、社外監査役のその他の兼職先と当社との間には、特別な関係はございません。

ロ. 当該事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 山中 一馬	2020年6月25日就任以降に開催された取締役会10回の全てに出席し、多くの議案に関し積極的に意見・提言を行っております。日本製鉄株式会社での要職歴任を通じた豊富な経験と幅広い知識に基づき、当社の業務執行を監督する役割等を果たすことが期待されていたところ、主に人事・労務及び経営全般について専門的な立場から当社の経営に対する実効性の高い監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役 木下 雅之 (独立役員)	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、多くの議案に関し積極的に意見・提言を行っております。独立社外取締役として、特に、国際ビジネスでの経験、豊富な経営知識と幅広い見識に基づき、当社の業務執行を監督する役割等を果たすことが期待されていたところ、主に経営全般に精通した専門的な立場から当社の経営に対する監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会6回の全てに出席し、2020年7月以降は議長として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。

		出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 (独立役員)	大西 節	<p>当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、多くの議案に関し積極的に意見・提言を行っております。独立社外取締役として、特に、金融機関の経営参画を通じた豊富な経験と幅広い知識に基づき、当社の業務執行を監督する役割等を果たすことが期待されていたところ、主に経営全般に精通した専門的な立場から当社の経営に対する監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会6回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。</p>
社外取締役 (独立役員)	中村 勇	<p>2020年6月25日就任以降に開催された取締役会10回の全てに出席し、多くの議案に関し積極的に意見・提言を行っております。独立社外取締役として、特に、金融機関の要職を通じての豊富な経験と幅広い知識に基づき、当社の業務執行を監督する役割等を果たすことが期待されていたところ、主に経営全般に精通した専門的な立場から当社の経営に対する監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会のうち、就任後に開催された委員会4回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。</p>
社外監査役	与田 直樹	<p>当事業年度に開催された取締役会の14回の全てに、また、監査役会16回の全てに出席し、審議に関して必要な発言を適宜行っております。社外監査役として、内部監査部門から報告を受け、内部統制システムを始めとする取締役の職務の執行を監査する活動を行っております。</p>
社外監査役 (独立役員)	三谷 康人	<p>当事業年度に開催された取締役会の14回の全てに、また、監査役会16回の全てに出席し、審議に関して必要な発言を適宜行っております。独立社外監査役として、常勤監査役又は内部監査部門から報告を受け、内部統制システムを始めとする取締役の職務の執行を監査する活動を行っております。</p>
社外監査役	千原 圭三	<p>当事業年度に開催された取締役会の14回の全てに、また、監査役会16回の全てに出席し、審議に関して必要な発言を適宜行っております。社外監査役として、常勤監査役又は内部監査部門から報告を受け、内部統制システムを始めとする取締役の職務の執行を監査する活動を行っております。</p>

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	2021年3月31日現在
資産の部	
流動資産	61,109
現金及び預金	27,663
受取手形及び営業未収金	19,779
たな卸資産	7,454
前払費用	2,947
デリバティブ債権	92
その他流動資産	3,206
貸倒引当金	△32
固定資産	209,651
有形固定資産	198,558
船舶	196,656
建物	406
土地	703
建設仮勘定	650
その他有形固定資産	143
無形固定資産	2,216
投資その他の資産	8,876
投資有価証券	3,446
長期貸付金	26
繰延税金資産	2,903
退職給付に係る資産	1,955
その他長期資産	546
資産合計	270,760

科目	2021年3月31日現在
負債の部	
流動負債	49,931
支払手形及び営業未払金	10,624
短期借入金	29,990
リース債務	349
未払金	201
未払費用	234
未払法人税等	610
前受金	1,191
賞与引当金	414
役員賞与引当金	74
デリバティブ債務	2,484
その他流動負債	3,760
固定負債	124,427
長期借入金	114,488
リース債務	4,380
繰延税金負債	1,366
特別修繕引当金	4,049
退職給付に係る負債	143
その他固定負債	0
負債合計	174,358
純資産の部	
株主資本	96,833
資本金	10,300
資本剰余金	17,181
利益剰余金	70,347
自己株式	△995
その他の包括利益累計額	△431
その他有価証券評価差額金	911
繰延ヘッジ損益	△1,655
為替換算調整勘定	△85
退職給付に係る調整累計額	399
純資産合計	96,402
負債純資産合計	270,760

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	2020年4月1日から 2021年3月31日まで
売上高	
海運業収益及びその他の営業収益	138,454
売上原価	
海運業費用及びその他の営業費用	126,066
売上総利益	12,388
一般管理費	5,652
営業利益	6,736
営業外収益	865
受取利息	19
受取配当金	51
持分法による投資利益	12
為替差益	240
デリバティブ利益	95
受取補償金	285
受取保険金	102
その他営業外収益	61
営業外費用	2,069
支払利息	1,432
デリバティブ損失	437
その他営業外費用	200
経常利益	5,532
特別利益	4,668
固定資産売却益	4,470
投資有価証券売却益	2
輸送契約解約金	196
特別損失	2,849
投資有価証券売却損	9
固定資産売却損	3
用船解約金	2,838
税金等調整前当期純利益	7,351
法人税、住民税及び事業税	847
法人税等調整額	373
当期純利益	6,131
親会社株主に帰属する当期純利益	6,131

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

(ご参考) 連結キャッシュ・フロー計算書 (要旨)

(単位：百万円)

科目	2020年4月1日から 2021年3月31日まで
営業活動によるキャッシュ・フロー	22,654
投資活動によるキャッシュ・フロー	△25,012
財務活動によるキャッシュ・フロー	10,051
現金及び現金同等物に係る換算差額	166
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	7,859
現金及び現金同等物の期首残高	19,753
現金及び現金同等物の期末残高	27,613

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	2021年3月31日現在
資産の部	
流動資産	44,293
現金及び預金	9,696
海運業未収金	15,557
関係会社短期貸付金	7,404
立替金	1,409
たな卸資産	6,649
前払費用	2,287
代理店債権	930
未収消費税等	246
その他流動資産	148
貸倒引当金	△32
固定資産	75,951
有形固定資産	11,126
船舶	10,007
建物	351
土地	702
その他有形固定資産	67
無形固定資産	2,200
契約関連無形資産	1,556
その他無形固定資産	643
投資その他の資産	62,625
投資有価証券	1,096
関係会社株式	4,943
出資金	0
長期貸付金	26
関係会社長期貸付金	53,919
前払年金費用	1,344
繰延税金資産	866
その他長期資産	432
資産合計	120,244

科目	2021年3月31日現在
負債の部	
流動負債	18,322
海運業未払金	8,014
短期借入金	2,665
未払金	157
未払費用	78
未払法人税等	85
前受金	1,189
預り金	4,164
代理店債務	1,292
賞与引当金	216
役員賞与引当金	13
その他流動負債	451
固定負債	24,337
長期借入金	19,875
退職給付引当金	164
関係会社用船契約損失引当金	4,241
その他固定負債	57
負債合計	42,659
純資産の部	
株主資本	76,876
資本金	10,300
資本剰余金	15,933
資本準備金	2,524
その他資本剰余金	13,409
利益剰余金	51,637
利益準備金	2,105
その他利益剰余金	49,533
圧縮記帳積立金	3
別途積立金	18,000
繰越利益剰余金	31,529
自己株式	△995
評価・換算差額等	709
その他有価証券評価差額金	904
繰延ヘッジ損益	△195
純資産合計	77,585
負債純資産合計	120,244

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

損益計算書

(単位：百万円)

科目	2020年4月1日から 2021年3月31日まで
海運業収益	118,067
運賃	106,822
貸船料	10,088
その他海運業収益	1,157
海運業費用	109,536
運航費	42,668
船費	1,609
借船料	64,024
その他海運業費用	1,236
海運業利益	8,531
一般管理費	3,921
営業利益	4,609
営業外収益	3,614
受取利息	258
受取配当金	2,801
為替差益	145
その他営業外収益	410
営業外費用	782
支払利息	169
デリバティブ損失	437
支払補償費	169
その他営業外費用	7
経常利益	7,440
特別利益	198
投資有価証券売却益	2
輸送契約解約金	196
特別損失	2,846
投資有価証券売却損	9
用船解約金	2,838
税引前当期純利益	4,793
法人税、住民税及び事業税	160
法人税等調整額	197
当期純利益	4,436

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月18日

NSユニテッド海運株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石田 勝也 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山本 高揮 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、NSユニテッド海運株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、NSユニテッド海運株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月18日

NSユニテッド海運株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 石田 勝也 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 山本 高揮 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、NSユニテッド海運株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの2021年3月期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

2021年5月19日

N S ユナイテッド海運株式会社
代表取締役社長 谷水 一雄 殿

N S ユナイテッド海運株式会社 監査役会

常勤監査役 峯 村 保 広 ㊟

常勤監査役
(社外監査役) 与 田 直 樹 ㊟

社外監査役 三 谷 康 人 ㊟

社外監査役 千 原 圭 三 ㊟

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、執行役員及び内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

以 上

株主メモ

決算期日	3月31日	株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
期末配当金支払株主確定日	3月31日		
(中間配当金支払株主確定日)	9月30日)	同事務取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
定時株主総会開催日	6月下旬		
同総会権利行使株主確定日	3月31日		

	証券会社に口座をお持ちの場合	特別口座の場合
郵送物送付先	お取引の証券会社になります。	〒168-8507 東京都杉並区和泉2-8-4 みずほ信託銀行証券代行部
電話お問い合わせ先		☎ フリーダイヤル0120 (288) 324 (土・日・祝日を除く9:00~17:00)
各種手続お取扱店		みずほ証券 本店、全国各支店および営業所プラネットブース（みずほ銀行内の店舗）でもお取り扱いいたします。 みずほ信託銀行本店および全国各支店 ※トラストラウンジではお取り扱いできませんのでご了承ください。
未払配当金のお支払	みずほ信託銀行およびみずほ銀行の本店および全国各支店 (みずほ証券では取次のみとなります)	
ご注意	支払明細発行については、右の「特別口座の場合」の郵便物送付先・電話お問い合わせ先・各種手続お取扱店をご利用ください。	特別口座では単元未満株式の買取・買増以外の株式売買はできません。証券会社等に口座を開設し、株式の振替手続を行っていただく必要があります。

基準日	上記確定日のほか、必要あるときは予め公告の上、基準日を定めます。
単元株式数	100株（2017年9月27日より取引所における売買単位が変更となっております。）
公告の方法	電子公告により行う。 公告掲載URL http://www.nsuship.co.jp/ (ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときには、東京都において発行される日本経済新聞に掲載されます。)
証券コード	9110
ホームページアドレス	http://www.nsuship.co.jp/ （決算情報などをご覧になれます。）

【単元未満株式に関するお知らせ】

100株に満たない株式（単元未満株式）を所有されている株主様が、当社に対しその単元未満株式と合わせて1単元（100株）になる数の株式を買増請求できる「単元未満株式の買増制度」を、2010年10月1日より導入しております。また、単元未満株式の買増請求につきましても、お取り扱いしております。

企業理念

I 基本理念

NSユニテッド海運グループは、誠実で良質な海上輸送サービスの提供を通じて社会の発展に貢献します。

II 経営理念

1 (信用・信頼)

信用・信頼される堅実な経営を実践し、グループ全体の企業価値を高めます。

2 (安全運航・環境保全)

常に船舶の安全運航に努めるとともに船舶運航技術の向上に向け日々研鑽を積むことにより海洋をはじめとする地球環境保全の一翼を担います。

3 (お客様への即応・自己変革)

お客様の要請に即応しつつ自らも変革に努め、さらなる進歩を目指して挑戦します。

4 (人を育て活かす)

人を育て活かし、働く喜びを実感できる活力溢れるグループを築きます。

III 企業行動規範

1 法令・規則を遵守し、高い倫理観をもって行動します。

2 公正かつ自由な競争ならびに適正な取引を行い、政治・行政との健全かつ正常な関係を保ちます。

3 広く社会とのコミュニケーションを行い、企業情報を積極的かつ公正に開示するとともに各種情報の保護・管理を徹底します。

4 安全・健康で働きやすい職場環境を実現するとともに、従業員の人格と多様性を尊重します。

5 社会の一員として、積極的に地域・社会に貢献します。

6 反社会的勢力や団体とは一切の関係を持たず、不当な要求に対しては、断固たる態度で臨みます。

7 各国・地域の法律を遵守し、各種の国際規範、文化、慣習等を尊重して事業を行います。

8 本規範を遵守し、その確実な実行に向けた体制を確立するとともに、本規範に違背する事態が発生した時は、迅速に原因究明と再発防止に努め、的確に説明責任を果たします。

2013年10月1日

環境方針

1 私たちは、世界の海を舞台に海上輸送サービスを提供する海運企業グループとして、全人類の共通財産である地球の環境保全に努め行動します。

2 私たちは、環境マネジメントシステムを構築し、継続的改善に努め、環境パフォーマンスの向上と汚染の予防に努めます。

3 私たちは、船舶の運航及び事務所内活動において適用される環境の法規制及びその他の要求事項を順守します。

4 私たちは、各部門において環境方針に適合した環境目的及び環境目標を設定し、実施計画に従って目的及び目標の達成に努めます。また環境目的と目標を確実に達成するために、定期的に達成度のレビューを行います。

5 私たちは、環境教育・広報活動などにより、NSユニテッド海運グループのために働くすべての人が環境問題に対する意識を高め、本環境方針に基づき、行動するように努めます。

6 私たちは、私たちのサービス提供に必要な船舶、機器類、その他の製品及び資材の環境負荷の低減及びライフサイクルの視点を考慮した調達に努めます。

7 私たちは、NSユニテッド海運グループ全体で、省エネルギー、省資源の推進を図ると共に、廃棄物の削減及びその適正な処分に努めます。

8 私たちは、環境方針及び環境保全活動を必要に応じ公表します。

2018年6月27日
NSユニテッド海運株式会社
代表取締役社長

谷水一雄

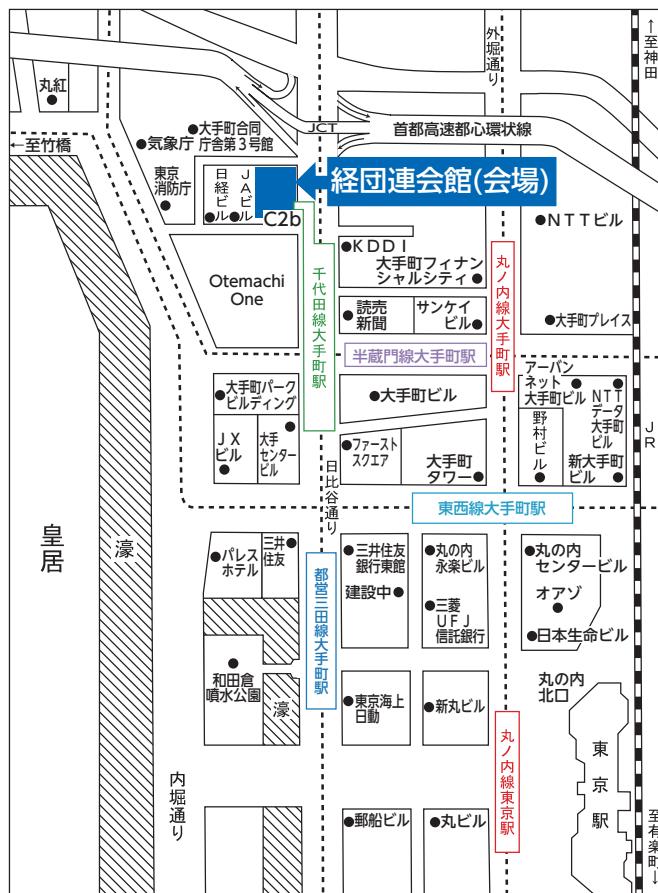
定時株主総会会場ご案内図

日時 2021年6月28日（月曜日）午前10時（受付開始：午前9時15分）

会場 経団連会館 4階 ダイアモンドルーム
東京都千代田区大手町一丁目3番2号

交通 東京メトロ 「大手町」駅下車 C2b出口直結

※本年は昨年に引き続き懇親会及びお土産配布を中止とさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



※お車でのご来場はご遠慮ください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



(※) ISO9001は船舶管理部門のみ取得しております。